

第6章 悪臭

1. 悪臭問題

悪臭とは、「人に不快感・嫌悪感を与えるもので、生活環境を損なう恐れのある臭い」と定義され、その成分は数十万種類に上ります。

悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など22種類の物質について基準値を設定して規制しています。しかし、各物質の濃度が基準値内であっても、それらが混ざった複合臭が問題になることもあります。また、臭いは、人によって感じ方に違いがあるため、規制をすることが非常に難しい問題です。

2. 瑞浪市の状況

本市において寄せられる悪臭苦情は、野焼き等に関する生活苦情と、製造業や畜産事業所等の臭気に関する苦情の2種類に大別されます。

野焼きに関する苦情には、法律で禁止されていない農業に関わる野焼きもあり、生活習慣の違いが根底にあるものと思われます。都市化に伴い、地域のつながりが薄れつつありますが、お互いへの配慮と地域でのコミュニケーションが大切になってきます。

製造業や畜産事業所等からの臭気について、要望があれば、環境課で特定悪臭物質の濃度測定を行うことが可能です。畜産事業所の臭気対策については、岐阜県等や本市家畜診療所の協力を得て、以下の点について一層の対策を講じるように指導しています。

- ① ふん尿の排出・運搬時の適正な処置、ふん尿の処理・堆肥化に係る脱臭設備等の改善。
- ② 事業所内の清掃及び周辺環境美化の推進。